

# 予防接種

予防接種は、感染症などの病気に対し免疫を作って予防するためのものです。予防接種の効果と副反応を十分理解し、体調のよい時に受けましょう。

**接種対象者** 接種日時時点で秩父市に住民登録および対象年齢内にある方。

**接種費用** 無料（予防接種にかかる費用を市が補助しています。料金の記載があるものは一部自己負担があります。）※対象年齢外に接種した場合は、原則全額自己負担になります。

※里帰り出産や病気の治療、施設入所などにより、秩父郡内の指定医療機関以外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に秩父保健センターへお問い合わせください。

**【接種間隔】**

注射生ワクチン	BCG 麻しん・風しん 水痘	27日以上あげる	注射生ワクチン
経口生ワクチン	ロタウイルス	間隔の規定なし	経口生ワクチン 不活化ワクチン
不活化ワクチン	小児肺炎球菌 B型肝炎 ヒブ 二種混合 日本脳炎 HPV（ヒトパピローマ） 高齢者肺炎球菌 インフルエンザ	間隔の規定なし	注射生ワクチン 経口生ワクチン 不活化ワクチン

次の接種



# 乳幼児～学齢期の予防接種

指定病院・医院等に予約が必要です。P18・19 接種日当日は母子健康手帳と予診票を忘れずにお持ちください。  
標準的な接種期間とは、病気の性質などからこの期間に受けることが最も望ましいと考えられる期間です。

予防接種名	接種対象年齢	標準的な接種期間	接種回数および間隔
ロタウイルス	出生6週後～24週後まで	初回接種については、生後2か月に至った日～出生14週6日後までの間	1価ワクチン（ロタリックス） 出生24週後までに27日以上の間隔を置いて2回接種
	出生6週後～32週後まで		5価ワクチン（ロタテック） 出生32週後までに27日以上の間隔を置いて3回接種
B型肝炎	1歳に至るまで	生後2か月～9か月に至るまでの期間	初回 27日以上の間隔を置いて2回接種 追加 1回目から139日以上の間隔を置いて1回接種
	生後2か月～5歳に至るまで	生後2か月～7か月に至るまでの間 1歳から1歳3か月に至るまでの間	初回 2歳に至るまで（標準的：1歳まで）に27日以上の間隔を置いて3回接種 ただし、2回目の接種が1歳を超えた場合、3回目の接種は行わない。 追加 初回接種終了後、60日以上の間隔を置いて1歳に至った日以降に1回接種
五種混合 <small>（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ）</small>	生後2か月～7歳6か月に至るまで	生後2か月～生後7か月に至るまでに開始 初回接種終了後6か月～1年6か月の間隔をおく	1期初回 20日以上（標準的：20日～56日まで）の間隔を置いて3回接種 1期追加 初回接種終了後6か月以上（標準的：6か月～1年6か月）の間隔を置いて1回接種
	生後2か月～5歳に至るまで	生後2か月～7か月に至るまで 初回終了後7か月～13か月の間隔をおく	1歳までに27日以上（標準的：27日～56日）の間隔を置いて3回接種 ※医師が必要と認めるときは、20日の間隔をおく。 初回接種終了後、7か月以上の間隔を置いて1回接種。ただし、1歳までに3回の初回接種を終了せずに1歳すぎに追加接種を行う場合は、最後の接種終了後27日以上の間隔を置いて1回接種
BCG	1歳に至るまで	生後5か月～8か月に達するまでの期間	1回 1歳に達するまでに1回接種

■四種混合ワクチン（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）で接種を開始し、規定の回数が済んでいない方は、接種方法を、ご不明な点がございましたら秩父保健センターへお問い合わせください。

麻しん 風しん	1歳～2歳に至るまでの間 小学校就学前の1年間 (年長児相当：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの方)	1期 2期	1回接種 令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に1回接種
	■接種期間延長措置 <対象者> 1期：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれで接種が完了な方 2期：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれで接種が完了な方 <接種期限> 令和9年3月31日まで		
水痘	1歳～3歳に至るまで 1歳～1歳3か月に達するまで 1回目接種終了後6か月～1年の間隔をおく	1回目 2回目	3か月以上（標準的：6か月～1年）の間隔を置いて2回接種
	生後6か月～7歳6か月に至るまで	1期 初回 1期 追加	6日以上（標準的：6日～28日）の間隔を置いて2回接種 2回目から6か月以上（標準的：11か月～13か月）の間隔を置いて1回接種
日本脳炎	★9歳～13歳未満 ■接種期間延長措置 <対象者> 平成19年4月1日以前の生まれ（20歳未満に限る）で規定の回数が済んでいない方 <接種期限> 20歳未満までに1期・2期を公費で接種できます。 <予約票> 接種履歴を確認し配布しています。母子健康手帳を持って秩父保健センターへお越しください。	2期	1回接種
	★11歳～13歳未満 11歳～12歳に達するまでの期間	2期	1回接種
HPVワクチン (子宮頸がん予防)	★小学6年生～高校1年生相当 中学1年生相当	■9価ワクチン（シルガード9） 1回目の接種を15歳になるまで（15歳の誕生日前日）に受ける場合は、合計2回 標準的：1回目の接種から6か月の間隔を置いて2回目を接種 ※やむを得ない場合は、5か月以上の間隔を置いて2回接種。5か月未満である場合は、3回目が必要。 1回目の接種を15歳になつてから受ける場合は、合計3回 標準的：2か月の間隔を置いて2回接種し、1回目から6か月あけて3回目を接種 ※やむを得ない場合は、1か月以上おいて2回接種後、2回目から3か月以上あけて3回目を接種	
HPVワクチン (中咽頭がん、肛門がん予防) ※任意接種	★小学6年生～高校1年生相当の男子で接種を希望する方	■4価ワクチン（ガーダシル） 標準的：2か月の間隔を置いて2回接種し、1回目から6か月あけて3回目を接種 ※やむを得ない場合は、1か月以上の間隔を置いて2回接種した後、2回目から3か月以上あけて3回目を接種 ■9価ワクチン（シルガード9） ※男子の9価ワクチンは令和8年4月1日以降の接種分から費用助成の対象（無料）となる予定です。 接種回数及び間隔は女子のHPVワクチンをご参照ください。	
中学3年生 インフルエンザ ※任意接種	★今年度中学3年生で接種を希望する方 接種を受けられる期間 令和8年10月1日(木)～令和9年1月31日(日)	1回	<料金> 自己負担額1,200円（医療機関窓口で支払い） 準要保護、生活保護世帯の方は無料 ※ただし、経鼻弱毒性インフルエンザ（フルミスト点鼻液）を接種した場合は、上記の金額に追加が必要です。

### ● 予防接種の対象年齢表記について

- ・「至るまで」「未満」「達するまで」は、「誕生日の前日まで」をさします。例えば、麻しん風しんの対象年齢：「1歳から2歳に至るまで」の場合は、「1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで」が接種期間になります。「出生〇週〇日後まで」とは、生れた日の翌日から起算して、「〇週〇日後」の日を含みます。例えば、令和8年4月1日生まれの人で「出生1週6日後まで」と言った場合、「令和8年4月14日まで」という意味になります。

### ● 小学生・中学生・高校生で受ける予防接種必要書類について

- ・表中の★印の予防接種については、以下の学年で学校を通じて書類を配布します。秩父市外等の小・中学校へ通学している方は、ご自宅に書類を郵送します。（日本脳炎2期：小学3年生、二種混合：小学5年生、HPVワクチン：小学6年生、中学3年生インフルエンザ：中学3年生）

